# 愛媛県特別栽培農産物等認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県内において生産される特別栽培農産物等の認証に関し必要な事項を定め、その品質と信頼性の確保や、農業生産工程管理(GAP: Good Agricultural Practice)の取り組みを推進することを基本にするとともに、土耕栽培にあっては、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させることを、養液栽培にあっては、使用した排液の適正処理を行うことを基本原則に環境と調和のとれた持続性の高い農業の推進に資することを目的とする。

## (適用の範囲)

第2条 この要綱は、県内において生産された農産物(野菜、果実及び精米並びに米、麦、豆類、 茶等で乾燥調製したものを含む。なお、加工したものは除く。)であって、不特定多数の消費者に 販売されるものに適用する。

### (定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 特別栽培農産物等

生産過程等における節減対象農薬及び化学肥料 (窒素成分量) の使用 (養液栽培にあっては、化学肥料の使用を除く。) を、別に定める栽培基準 (以下「栽培基準」という。) に対してそれ ぞれ 3 割以上削減する栽培方法によって生産された農産物であって、知事が認証したものをいう。

(2) 特別栽培農産物

特別栽培農産物等のうち、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(平成4年10月1日付け4食流第3889号)に基づき、節減対象農薬及び化学肥料(窒素成分量)の使用を、栽培基準に対してそれぞれ5割以上削減する栽培方法によって生産された農産物をいう。

(3) 節減対象農薬

化学合成農薬のうち、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令第 10 条 第 1 号の農林水産大臣が定める化学的に合成された農薬、肥料及び土壌改良資材 (平成 12 年 7 月 14 日農林水産省告示第 1005 号) の一に掲げる農薬を除くものをいう。

(4) 生產過程等

当該農産物の生産過程(当該農産物の種子、種苗及び収穫物の調製を含む。以下同じ。)及び前作の収穫後から当該農産物の作付けまでの期間のほ場管理をいう。

(5) 十耕栽培

生産ほ場の土壌を用いる栽培をいう。

(6) 養液栽培

生産は場に由来する土壌を用いない栽培で、肥料分を含む養液を用いるものをいう。

(7) 乾燥調製

麦及び豆類にあっては、乾燥及び選別までの処理を、茶にあっては、乾燥、選別及び製茶までの処理を、米にあっては、乾燥、選別及び籾すりまでの処理を行うことをいう。

# (8) 栽培責任者

県内のほ場又は施設において、農産物の栽培又は乾燥調製(以下「栽培等」という。)を行う者をいう。

# (9) 産地責任者

栽培責任者を代表する者で、栽培責任者による生産計画を取りまとめ、施肥、防除等の指導を行う者をいう。

## (10) 確認責任者

県内に事務所等を有する農業協同組合、農事組合法人、その他農産物の栽培指導、出荷、販売等を行う法人の代表者であって、栽培責任者による生産及び出荷が適正に行われていることを確認するとともに、その管理指導を行う者をいう。

# (11) 精米責任者

原則、県内のとう精施設等において、認証を受けた玄米のとう精等(以下「とう精」という。) を行う者をいう。

## (12) 精米確認者

県内に事務所等を有する法人等の代表者であって、精米責任者による 精米計画が適正に実施されていることを確認するとともに、とう精の管理指導を行う者をいう。

### (13) 生產工程管理認定農產物

特別栽培農産物等であって、知事が別に定める生産工程管理基準の全てに適合する生産体制により生産された農産物であって知事が認証したものをいう。(以下「県GAP認証農産物」という。)

### (推進会議の設置)

- 第4条 特別栽培農産物等認証制度を適正に運用するため、愛媛県環境保全型農業推進会議(以下 「推進会議」という。)を置く。
- 2 推進会議の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

### (生産体制)

- 第5条 確認責任者は、栽培責任者による特別栽培農産物等の生産及び出荷の状況を確認しなければならない。
- 2 栽培責任者は、同一の生産計画により複数の栽培責任者が栽培等を行う場合には、その代表となる産地責任者を選出するものとする。
- 3 確認責任者は、栽培責任者又は産地責任者を兼ねることができない。
- 4 精米確認者は、精米責任者によるとう精及び出荷の状況を確認しなければならない。
- 5 精米確認者は、精米責任者を兼ねることができない。
- 6 栽培責任者、精米責任者は、県GAP認証農産物にあっては別に定める生産工程管理基準の実施 状況を自己点検しなければならない。

#### (生産登録)

- 第6条 特別栽培農産物等又は県GAP認証農産物の認証を受けようとする確認責任者は、農産物の栽培等を開始する前に、地方局農業振興課を通じて、農産物ごとに生産登録申請書又は生産工程管理登録申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による申請があったときは、推進会議による審査を経て、適当と認めると きは、生産登録又は生産工程管理登録を行い、確認責任者にその旨を通知するものとする。

## (栽培等の開始)

第7条 前条第2項の規定による通知を受けた確認責任者は、生産計画に沿って、栽培等を開始するよう産地責任者及び栽培責任者を指導するものとする。

# (生産登録等の変更及び辞退)

- 第8条 確認責任者は、栽培の開始までに生産登録の内容を変更しようとするとき又は生産登録に 基づく栽培を中止するときは、地方局農業振興課を通じて、生産登録変更(生産登録辞退)届出 書を知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の届出内容が不適正であると認めるときは、改善のために必要な指導を行うことができるものとする。
- 3 生産工程管理登録の変更及び辞退は生産登録の変更及び辞退に準ずる。

# (認証の申請)

- 第9条 第6条第2項の規定による通知を受けた確認責任者は、認証に係る農産物の出荷を開始する前に、地方局農業振興課を通じて、農産物ごとに出荷認証申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 精米の認証を受けようとする精米確認者は、とう精を開始する前に、地方局農業振興課を通じて、精米認証申請書を知事に提出しなければならない。

# (特別栽培農産物等の認証)

- 第10条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、推進会議による審査を経て、次の 各号に掲げる要件のすべてに該当していると認めるときは、特別栽培農産物等として認証するも のとする。
  - (1) 栽培責任者及び確認責任者が明確に区分され、生産、出荷、販売及び品質についての管理体制が整備されていること。
  - (2) 生産に関する履歴を記帳し、その情報を公表することができる体制が整備されていること。
  - (3) 栽培ほ場が他と明確に区分できること。
  - (4) 農業用廃プラスチック類の排出抑制、再生及び再使用等の活動に地域で取り組んでいること。
  - (5) 養液栽培にあっては、別に定める適用基準を満たしていること。
  - (6)農業生産工程管理に取り組むことにより、持続性の高い農業生産に努めるものとする。
- 2 知事は、前項の規定による認証をしたときは、確認責任者にその旨を通知するものとする。

#### (精米の認証)

- 第11条 知事は、第9条第2項の規定による申請があったときは、推進会議による審査を経て、次の各号に掲げる要件のすべてに該当していると認めるときは、特別栽培米等として認証するものとする。
  - (1) 精米責任者及び精米確認者が明確に区分され、とう精、出荷、販売及び品質についての管理 体制が整備されていること。
  - (2) 他の玄米と区別して単体でとう精が行われること。
  - (3) とう精に関する履歴を記帳し、その情報を公表することができる体制が整備されていること。
  - (4) とう精する玄米は、農産物検査法(昭和 26 年法律第 144 号)に基づき、証明を受けた玄米であること。
- 2 知事は、前項の規定による認証をしたときは、精米確認者にその旨を通知するものとする。

## (県GAP認証農産物の認証)

第12条 第10条や第11条の認証を受けた特別栽培農産物等であって、別の定める生産工程管理 基準のすべてに適合すると認めるときは、推進会議の審査を経て県GAP認証農産物として認証 するものとする。

## (表示及び認証マークの使用)

第13条 第10条第2項の規定による通知を受けた確認責任者及び第11条第2項の規定による通知を受けた精米確認者は、特別栽培農産物等又は県GAP認証農産物の出荷又は販売に当たり、栽培責任者又は精米責任者が別に定める基準により表示を行い、併せて認証マークを使用するよう指導するものとする。

# (実績の報告)

第14条 前条に規定する確認責任者及び精米確認者は、特別栽培農産物等の出荷又は販売終了後、 地方局農業振興課を通じて、速やかに実績報告書を知事に提出しなければならない。

## (認証内容の公表)

第15条 知事は、認証した内容について、インターネット上のホームページにおいて公表するものとする。

# (確認責任者等の遵守事項)

- 第16条 栽培責任者、産地責任者、確認責任者、精米責任者及び精米確認者(以下「確認責任者等」 という。)は、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 特別栽培農産物等又は県GAP認証農産物の適正な栽培、乾燥調製、出荷、販売及び品質管理に努めるとともに、これらの記録を生産年から起算して3年間保管すること。
  - (2) 消費者、取引業者等に対して誤解を与えることのないよう生産情報の表示及び認証マークの使用を適正に行うこと。
  - (3) 特別栽培農産物等又は県GAP認証農産物の生産及び出荷に関する情報を公表し、消費者、 取引業者等からの照会に対して、説明責任を果たすこと。
  - (4) 知事が行う残留農薬の分析調査について、必要な試料の抽出、提供等を無償で行うこと。
  - (5) 知事が行う現地調査について、円滑に進むよう協力するとともに、その指示に従うこと。
- 2 確認責任者等は、他の機関等から農薬の残留等について不適切な事実を指摘された場合には、直ちに事実関係の調査確認及び原因の究明を行い、結果を知事に報告するとともに、これを公表しなければならない。
- 3 確認責任者等は、特別栽培農産物等又は県GAP認証農産物に係る事故、苦情等が発生した場合及び第 18 条の規定による認証の取消し等によって損失が生じた場合は、自らの責任において対処しなければならない。

#### (認証の有効期間)

第 17 条 認証の有効期間は、第 10 条第 2 項又は第 11 条第 2 項の規定による通知の日から当該認証に係る特別栽培農産物等又は県GAP認証農産物の販売を終了する日までとする。

## (認証の取消し等)

- 第18条 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、推進会議による審査を経て、認証を取り消すものとし、確認責任者又は精米確認者にその旨を通知するとともに、その内容を公表するものとする。
  - (1) 第 10 条第 1 項又は第 11 条第 1 項又は第 12 条第 1 項に規定する認証要件に適合しなくなった場合
  - (2) 偽りその他不正な手段により認証を受けた場合
  - (3) 残留農薬調査の結果により、生産計画にない農薬の成分が検出された場合又は食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号)の「食品、添加物等の規格基準」を超える化学合成農薬の成分量が検出された場合
  - (4) その他知事が特に認証を取り消すことが必要と認めた場合
- 2 前項の通知を受けた確認責任者又は精米確認者は、当該農産物の認証による出荷及び販売を直ちに中止するよう栽培責任者、産地責任者又は精米責任者を指導するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による認証を取り消したときは、確認責任者等に故意又は重大な過失が ないと認められる場合を除いて、翌年から起算して3年間は、当該確認責任者等に対して認証を 行わないものとする。

### (残留農薬の分析調査)

- 第19条 知事は、特別栽培農産物等認証制度の適正な運営管理を行うため、特別栽培農産物等の残留農薬の分析調査を行うものとする。
- 2 残留農薬の分析調査に関して必要な事項は、別に定める。

# (現地調查)

第20条 知事は、必要と認めるときは、現地調査を行い、確認責任者等に改善その他の措置を講じるよう指示することができるものとする。

#### (その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則(平成15年4月1日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 知事は、第6条の規定にかかわらず、平成15年度中にあっては、既に農産物の栽培等を開始している場合であっても、推進会議による審査を経て、適当と認めるときは、生産登録及び認証を行うことができるものとする。

附 則(平成17年4月1日一部改正)

1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成 17 年 12 月 28 日一部改正)

1 この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成18年12月27日一部改正)

1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月20日一部改正)

1 この要綱は、平成19年4月23日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日一部改正)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月7日一部改正)

1 この要綱は、平成28年12月7日から施行する。

附 則 (平成29年12月7日一部改正)

1 この要綱は、平成29年12月7日から施行する。

附 則(令和3年4月1日一部改正)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年11月13日一部改正)

1 この実施要領は、令和5年11月13日から施行する。